

幻影化する無形文化遺産

菅

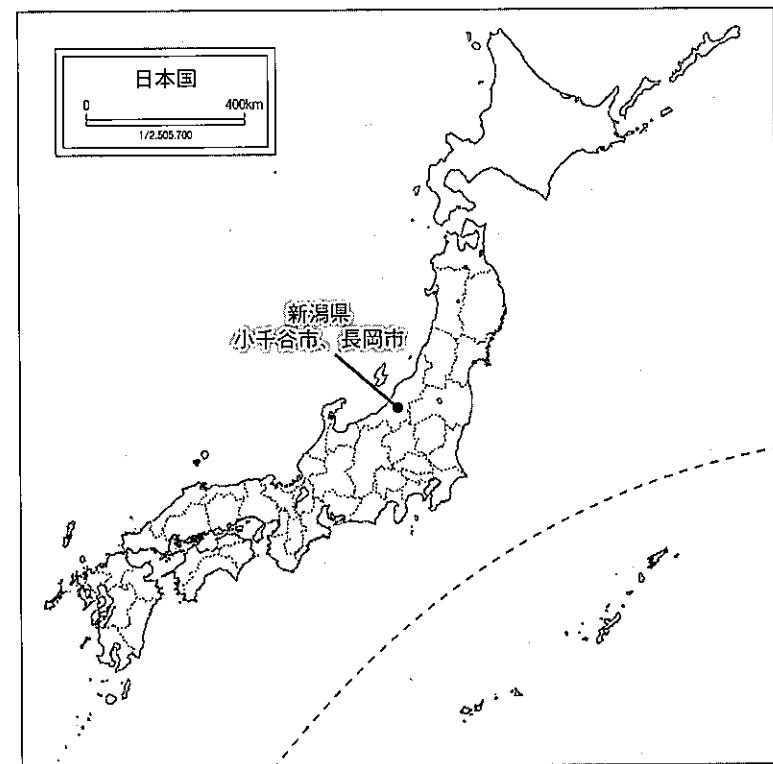
豊

## はじめに

いま、地域の伝統文化は、「財」から「遺産」と再定位されつつある。その維持や管理には、その伝統の担い手のみならず研究者、公共部門の専門家、政治家、企業、N.P.O.の市民など、多様な立場の人びとが関与している。現代社会において文化をめぐる「遺産」は、ときには協働し、またときに競合する多様な人びとによって、コミュニティの内外を越えてあらわれる新しい文脈のなかで表象され、応用されているのである。彼／彼女らはそれぞれ異なる形で「遺産」という言葉を理解し、また異なる思惑、企図、あるいは願望によって「遺産」という言葉を運用する。「遺産」をめぐる現場では、立場や意見の異なる人びとが、外部からもたらされた多様な政策や制度、資金をめぐつて複雑に交錯しているのであり、その政策や制度は、必ずしも当初設計された時点の形や趣旨を踏襲するわけではない。そこでは、多様な局面で予期せぬ「ずれる／ずらす」状況が生み出されている。<sup>(1)</sup>

近年、文化をめぐる「遺産」について世界的な研究がなされ、制度上の意志決定プロセスや、ローカル・レベルでの制度への影響に関する実体研究、理論研究が進展している。本論が対象とする無形文化遺産に限つても、その研究は活況を呈してゐるといふとも過言ではない（e.g., Noyes 2006, Smith and Akagawa 2009, Ruggles and Silverman 2009, Leingruber 2010, Scher 2010, Foster 2011, Foster and Gilman 2015）。日本でもユネスコの世界遺産や無形文化遺産への関心は高まっている、たゞ一例、ユネスコの「遺産」制度が国内制度に与える影響や、その戦略的な受容や運用、やむに地域社会への影響や、現実と制度との齟齬に関する調整機構、「遺産」認定の政治性などが注目されてきた（岩本 2010-2011など）。

本章においても、無形文化遺産が地域社会に与えた影響を考察するが、ただしそこで注目するのは、無形文化遺産をめぐる文化活用や文化保護という本来の実体的な動きではない。無形文化遺産といふ言葉が、言葉だけで地域の人びとをかき立て、呼び起<sup>ハーフ</sup>し、幻像や偶像を暗示<sup>ハーフ</sup>し、予期せぬ動きを生み出す幻影的な状況について考



察するのである。具体的には、私が参画してきた地域伝統文化である国指定重要無形民俗文化財「越後の牛の角突き」を題材として、協働的な文化実践における私の介入と、その過程で偶然もち込まれた「無形文化遺産」という言葉が誘発した、「ずれる／ずらす」現実について考察する。

そこでは、無形文化遺産に関する具体的な動きがあつたわけではない。しかし、「無形文化遺産」という言葉が、外からもたらされることにより、地域の人びとが喚起、惹起、触発された。そして、地域の人びとはその外部の幻影的な言葉を換骨奪胎、あるいは創造的に誤読しながら、位相が異なる内部の現実的な問題への対応に利活用しようとしたのである。この予期せぬ「ずれる／ずらす」現実について検討することにより、「無形文化遺産」という言葉が、言葉だけで現場へ不確実な意味作用をもたらすことが理解できる。

ユネスコが展開する制度や政策は、世界各国を刺激して相似の政策や制度を生み出していくが、その力はさらに地方レベルにも波及し、そしてそこに生きる人びとの現実生活に大きな影響を与える。しかし、人びとのあいだに垣間見られる政策や制度の現実は、それを立案し制定したユネスコや政府が目指すもの、あるいは企図するものと、必ずしも合致するわけではない（本書岩崎論文を参照）。日本政府（文化庁）もまた、詳細にみれば、無形文化遺産の理念や制度を忠実に踏襲してはこなかった。このグローバル・ポリティクスとナショナル・ポリティクスのずれは、特段、日本に特有な現象ではなく、世界各国で生じている普遍的な現象であるといつても過言ではない（菅二〇一五、本書兼重論文も参照）。

ユネスコが喧伝した世界遺産や無形文化遺産の概念と、それをめぐる制度は世界各国で受容されているが、その受容の様相や受容過程は、それぞれの国内の文化事情などを反映して多種多様である。簡単にいえば、各国はそれぞれの創意工夫によって、ユネスコの理念と制度をずらしながら読み直し、作り直しているのである。

ユネスコが世界遺産や無形文化遺産の制度を定める以前から、日本は文化財保護法に基づく文化財保護の制度を法的に確立していた。無形文化遺産と無形文化財・無形民俗文化財という概念は相同ではないが、「無形」の

点を重視する点で類似するため、無形遺産保護条約に対応するにあたり日本政府は、既存の文化財制度と無形文化遺産制度とを二重構造的に接ぎ木する方策を探った。

当時の文化庁の報道発表資料（平成二十年七月三十日）<sup>(2)</sup>では、日本はすでに、重要性の高い無形文化遺産を文化財保護法に基づいて指定等・保護しており、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（以下、「代表一覧表」）」には、すでに国が指定した重要無形文化財や重要無形民俗文化財、選定保存技術を順次記載していくことが明言されている。将来的には、記載基準に適合し提案可能なものすべてを「代表一覧表」に記載するよう目指した。この考え方方に基づき、第一回の条約会議にむけて十四件の記載案件が選ばれたのである（うち十三件が記載）。紙幅の都合上、本章では無形文化遺産と重要無形文化財、重要無形民俗文化財等との異同を詳細に対照することは控えるが、理念や具体的な内容において異なる部分があることは指摘しておきたい。<sup>(3)</sup>

この文化庁の原則に従うならば、国指定の重要無形民俗文化財等は、条件が整えば遅かれ早かれ、代表一覧表に記載されるはずである。本章で検討する「牛の角突きの習俗」も国指定重要無形文化財なのでから、当然、記載される可能性がある。

日本政府は、従来の指定文化財の概念と、世界的な権威をもぢながら実態がほとんど知られていない、ユネスコから天下りしてきた無形文化遺産の概念とを、ずらしながら接ぎ合わせることで制度的な連続性を生み出し、既存の法制度で対応する道を選択した。その結果、地域の無形の文化財の担い手に、世界的権威とつながる夢と希望、そして幻想を与えることになった。

### 一 「無形文化遺産」という言葉が地域にもたらされるまで

私は、十数年前から新潟県に伝わる「牛の角突きの習俗」を調査・研究し、さらにその活動に参加している。

「牛の角突きの習俗」は現在、小千谷市東山地区と長岡市山古志地区（旧・山古志村）で行われており、両者は一体として文化財として指定を受けている。東山地区と山古志地区は、いまでは属する市が異なり行政単位上は隔てられているが、江戸時代までは「二十村郷」と称される一帯であり、地域文化や自然環境の類似性や婚姻関係などの親密さが、現在でも地域の人びとに意識されている。そして「二十村郷牛の角突き習俗保存会（以下「保存会」）」という団体が、文化財保護法に規定される重要無形民俗文化財の「保存に当たることを適當と認める者」、すなわち「保護団体」となっている。ところが実際の角突きの運営は、小千谷市では小千谷闘牛振興協議会、長岡市では山古志闘牛会が、行政単位ごとに分かれて別々におこなっている。ちなみに私は、小千谷闘牛振興協議会の会員である。

一九七八（昭和五十三）年までは、「越後闘牛会」というひとつの団体が二十村郷すべての角突きを運営していた。しかし、重要無形民俗文化財の指定を受けるにあたり、小千谷市と旧・山古志村の行政からそれぞれに保護施策を受ける必要性が生まれ、行政単位ごとに運営団体を設立して補助金などの受け皿とした。結果、越後闘牛会はいつのまにか雲散霧消してしまった。一方、保護活動には保存会が携わっていることになっているが、実際には小千谷闘牛振興協議会と山古志闘牛会とがそれぞれその機能を十分に代替してきただめ、実質的には近年まで保存会は休眠状態となっていた。

文化財指定によって運営団体がふたつに分かれて以後、両団体（両地域）の人びとの間には、伝統に対する意識のずれや、そしてそれにもなうぎちしない関係が企図せざることとなる。両団体が目指す牛の角突きの理想像や伝統意識が、地域の事情に応じて少しずつずれてきたのである。簡単にいうならば、両団体が所属する自治体の観光政策や地域振興政策のちがいに応じて、角突きの性格が変化してきた。観光政策に熱心であつた旧・山古志村では、角突きの観光化を著しく進展させ、一方、小千谷でも当然觀光化的影響はあつたが、相対的に「伝統文化」としての原理的価値を保存することに熱心であつた。そのため、両団体は次第に運営の方向を異

にして、意見がずれ、交流が徐々に停滞してきたのである。

二十村郷が一体となつて角突きを盛り上げていた頃を知る年配者のなかには、この疎遠な状況を嘆き、その関係を修復したいと願う人たちがいる。一方で、乖離した両団体のあり方しか知らない若年層は、むしろそのような修復に積極的ではない。ひとつ、「伝統文化」が文化財となることにより、それを担う団体が分かれて、意見を異にし、世代間での意見の相違も生じさせた。紙幅の都合上、ふたつの団体のずれた関係を詳述することは控えるが、ここでは、文化財指定が伝統の担い手たちのなかに企図せぬ見解の相違を生じさせてきたことだけを、覚えておいて欲しい。後ほど詳述するが、無形文化遺産という外からやつてきた言葉は、疎遠になつたふたつの団体の交流を復活させる手段として利用されたのである。

さて、牛の角突きの習俗は、国指定重要無形民俗文化財であるため、すでに述べたように原理的には、将来、ユネスコの無形文化遺産の代表一覧表に記載される可能性がある（本書岩崎論文も参照）。本章で取り上げるのは、この文化財が、無形文化遺産として再認識されるなかで生起した問題である。ただし、予め述べておかなければならぬのが、この地においてそのような再認識がなされたのは、ある偶然の出来事に起因する。それは、地方行政や地方の政治家たちが、地域振興や観光開発などの目論見で、文化財をユネスコの無形文化遺産としようとするような、ある種あたりの動きではない。ある偶然の出来事によつて、地域の人びとが「無形文化遺産」という言葉に気づき、その利用可能性に覺醒し、好奇心をもち、そして具体的な行動をとつたのである。

その偶然の出来事を引き起こしてしまったのは他でもない、この「伝統」を調査・研究し、参加している民俗学者としての「私」である。私は、その「牛の角突きの習俗」を調査・研究する過程で、その習俗を伝承する小千谷闘牛振興協議会の一員になり、二〇〇六年から勢子<sup>(6)</sup>として闘牛場に入り、二〇〇七年から牛の所有者（牛持）になつている。民俗学者としての私はこの地を訪れ、一般的な民俗学的調査を行うとともに、その文化に参加したのであるが、私は偶然、あることをきっかけに「無形文化遺産」という言葉をこの地にもち込んでしまつ

た。それは二〇一二（平成二十四）年、「動物の愛護及び管理に関する法律（略称：動物愛護管理法）」が改正（施行は翌二〇一三年）されたときのことである。

これまでにも日本政府は、各地で行われている闘犬、闘鶏、闘牛などの伝統的な「動物同士を闘わせる行為」を、動物愛護管理法でいかに対応すべきか苦慮してきた。これらの行為の一部が国や県の文化財として指定されている例もあるため、主管官庁はそういう文化の「伝統」性に配慮して法解釈をおこなっている。

たとえば、一九七四（昭和四十九）年には、青森県が国に対して闘犬等が動物愛護に抵触するものかどうかの「疑義照会」をおこなつており、この照会に對して国は「伝統行事として社会的に認容されている闘犬等を実施する行為は、当該行為を行うために必要な限度を超えて動物に苦痛を与えるような手段、方法を用いた場合を除き、その虐待に該当しないものと解する」という解釈を過去に提示している。伝統的な動物同士を闘わせる行為の文化的価値に、条件付きながら一定の配慮をしたのである。そして、動物同士を闘わせる行為を容認するため、国や県が認める「文化財」的価値が、その正当性を担保する根拠とされてきた。

国が指定した無形の文化財のなかから、ユネスコの無形文化遺産の候補が選ばれることは、すでに解説したところである。動物愛護制度においても文化財の価値が勘案されている事実からみれば、動物愛護と無形文化遺産とは無縁ではないのである。動物を愛護することと、動物を利用する文化を保護することは、ときに矛盾なく両立されることもあれば、ときにトレードオフの関係となつて抵触することもある。

二〇一二年の動物愛護管理法の改正は、新潟の牛の角突きの関係者にとって重大事であった。実は、改正の議論のなかで、新潟の角突きが取り上げられていたのである。改正にあたり、環境省主管の中央環境審議会動物愛護部会が「動物愛護管理のあり方検討小委員会」を設置して議論を進めたところ、「動物同士を闘わせる行為」が否定的に扱われたのである。<sup>(8)</sup> そこでは、ことあるが新潟の牛の角突きが具体例としてあげられ、動物愛護

管理法に抵触するのではないかという意見が委員から述べられた。それは的外れで偏見に基づく見解ではあった。ただ、法改正の現場で新潟の角突きが問題化されていたことはゆゆしき事態だつたし、それに気がついていた角突き関係者はいなかつた。

またその小委員会では、上述したような動物同士を闘わせる行為の「(伝統)文化」としての正統性に対する疑義も出されていた。伝統行事として社会的に容認され、文化財指定されている動物同士を闘わせる行為に配慮してきた経緯、そして「(伝統)文化」であるという従来の正統性にすら、疑問を投げ掛ける委員がいたのである。たとえば、その小委員会で次のような発言がなされた。

……例えばお祭りとかで牛や馬といった動物が使われることに関して、文化と言わればどうなのだろうかと、よく考えてみました。文化というのは、時代とともに変わっていくものですし、変わっていくべきだと思います。現に、ブラジルの牛を傷つけるようなお祭りとか、スペインの闘牛でも、カタルーニャ自治州では、もう禁止になりました。やはり、そういう例を私たちは踏まえて、しっかりと前向きに皆さんでご検討いただけたらと思います。<sup>(9)</sup>

1 「無形文化遺産」という言葉が地域にもたらされるまで

文化が時代とともに変化し、その文化の価値判断が時代とともに変化するというのは当然のことである。ただこの発言は、たとえ角突きが歴史的価値を有する文化（財）であったとしても、それは容認する根拠とはならないと述べているのであり、文化財保護法と矛盾する。また、世界各地に存在する動物同士を闘わせる行為が多種多様であることや、それらが異なる社会的・文化的コンテキストのなかに位置づけられている複雑な状況を理解していない。さらに、世界的な趨勢として「踏まえる」べきとされる動物の福祉や動物愛護という価値が多様な価値のなかのひとつでしかなく、現代という時代に彩られた歴史の浅い文化現象であることを、その発言者は認識

していない。このような意見は、動物同士を闘わせる文化の存続を根底から揺るがすものであり、一歩間違えば、動物同士を闘わせる行為の禁止が、改正・動物愛護管理法に盛り込まれる可能性があつたのである。

ただ、今般の法改正では、具体的な禁止措置を盛り込むところまでは進まずにすんだ。二〇一一（平成二十三）年十二月にこの小委員会が最終的に出した「動物愛護管理のあり方検討報告書」<sup>(10)</sup>では、「3. 虐待の防止（3）闘犬及び闘牛」という項目に關し、次のような結論が記されている。

闘犬等の動物同士を闘わせる行為については禁止すべきであるという意見があつたが、伝統行事として社会的に認容されている事例については一律に禁止することは適切ではない。また、闘犬目的で飼育されている犬を飼育許可制とすべきとの意見があつた。行事開催者の動物取扱業の登録の徹底、獣医師による適切な監視、治療、アフターケア等に関する基準の策定など、動物への負担を可能な限り軽減し、情報集約や実施内容の透明性を確保する取組が必要である。<sup>(11)</sup>（傍点引用者）

そこには、「伝統行事」への一定の配慮が盛り込まれた。また、行事開催者の動物取扱業登録や獣医師の関与、情報の透明性確保など、一定の対策を講じることを「必要」とする内容となつてゐるが、それ自体は条件つきで「動物同士を闘わせる行為」を容認するものとなつたのである。しかし、世界的な趨勢から見れば、動物愛護の観点から動物同士を闘わせる行為を否定する動きは、今後さらに活発化することが予想される。将来、この問題が再燃する可能性が高いことは、想像に難くない。

こうした動物愛護の動きが牛の角突きを継承する地域の外部で巻き起こり、角突きを継承する人びとが蚊帳の外に置かれていることを懸念した私は、東山の人びとに「情報提供」することにした。最初は、普段の雑談のなかで伝えるといったインフォーマルな形式のものであった。しかし、それは間違いなく、地域文化への介入で

あつた。

二〇一二（平成二十四）年の春、酒席の雑談のなかで、小千谷闘牛振興協議会のリーダーである会長に、この動物愛護管理法改正の問題とそれをめぐる議論の内容について伝えた。そしてそれに付け加えて、将来的に、ユネスコ無形文化遺産の代表一覧表に角突きを記載する動きが起こる可能性があることを、あくまで一般論として略述した。さらにその記載時に、角突きが動物愛護の観点から再び問題視される危険性を指摘し、ただし一方で、代表一覧表への記載が実現すればいつそうの社会的認知と正統性を獲得し、今後の動物愛護の動きに対する対抗論理となりうる可能性についても言及した。ただ、法律や制度に関する小難しい内容であつたため、それを酒席の参加者たちに、十分に了解してもらうところまではいかなかつた。このようなプロセスを経て、外から地域へと「無形文化遺産」という得体の知れない言葉がもたらされたのである。

私はまた、日本の文化財としての角突きについても言及した。上述したように、長岡市と小千谷市でそれぞれ角突きの運営団体が、長年にわたって角突きを開催し、文化財保護の機能を実質的にはたしてきた。しかし将来、無形文化遺産としての認定作業が動き始めると、重要無形民俗文化財の保護団体の存否を再確認する必要があるため、保護団体としての役割を低下させてきた二十村郷牛の角突き習俗保存会の位置づけについても考えておいたほうが良いと、私は解説したのである。

この酒席の雑談を真摯に受けとめてくれた会長は、そのあと、小千谷闘牛振興協議会の役員たちと相談した。また二〇一二年七月に、愛媛県宇和島市で開催された「第十五回全国闘牛サミット」に出席した会長は、ちょうど山古志闘牛会の会長と同宿になり、そこでの雑談のなかで、私が伝えた動物愛護管理法改正と無形文化遺産の話に触れた。さらに、それに加えて、疎遠になつていた両団体の交流をもちかけたという。山古志闘牛会会长も、その申し出に賛同し、今後一緒に検討しようということで話はまとまつた。

二〇一二年九月、私は、地元選出国会議員の国政報告会で講演を頼まれた。その場を借りて、牛の角突きをめ

ぐる外の状況を、この地域の人びとに解説して欲しいという小千谷闘牛振興協議会会长からの依頼であった。私の話が制度面の詳細やその対応策に關して多岐にわたっていたため、そこに集まつた東山地区の人びとは、短い時間のなかで話を十分に咀嚼することはできなかつたであらう。しかし、これをきつかけとして、動物愛護管理法や無形文化遺産制度をめぐる状況への対応が必要なことは、とりあえず周知できたのである。

その後、彼らは、具体的な方策を講じるために話し合いを継続していく。しかし一方で、よくわからない法律や制度の名称や概念の細部までを、当然ではあるが、十全に把握する段階までは達しなかつた。結果、私がもち込んだ言葉が地域文化の担い手たちのなかでひとり歩きし、独自に読み直され、あるいは誤読され、あるいは意図的、また無意識にずらされ、それぞれの思いのなかに布置されたのである。

## 二 「無形文化遺産」という言葉がもたらされてから

これら的情報は山古志闘牛会へも伝えられ、両団体が一緒にこの問題に対処することになった。その際、東山地区的地域復興支援員が、対応策の原案作りなどの実務面を委され、その進行状況を私にときおり伝えてくれていた。そして二〇一三年二月、その復興支援員より、両団体の幹部が本格的に話し合いを始めたという連絡が入つた。小千谷の振興会は四月の総会で会則改正を行い、動物愛護精神を謳うことを明言し、牛たちの安全に配慮するため獣医師を「顧問」とし、その立ち会いのもと角突きを開催し、動物愛護精神と抵触しない角突きを実現するよう努めよう話し合つたという。私が懸念した問題に、彼らは誠実に対応してくれたのである。

一方、地域復興支援員は、私がもち込んだ話の内容が徐々にずれてきていることを心配して、次のような連絡を送つてきた。

○○さん〔小千谷闘牛振興協議会会长…以下、「」内は引用者注〕から【先生〔私〕に聞いてみてく  
や】とのことなのですが、三月十日十三時から「越後闘牛会幹事会」(?)を行つこととなりました。議題  
は、先生も御存じの通り、越後闘牛会の復活とユネスコ世界文化遺産登録に向けて、だそうです。<sup>(12)</sup>

彼らは、私の「情報提供」を契機に動き始めた。しかし、そこで動き始めたのは、「越後闘牛会の復活」と「ユネスコ世界文化遺産登録に向けて」という、私が企図しない動きだったのである。このふたつの「議題」は、私が「情報提供」した内容から少なからず「ずれ／ずらされ」ている。

まず「ユネスコ世界文化遺産登録に向けて」の動きは、グローバル・レベルで展開されるユネスコの制度を、ローカルあるいは一般の人びとのレベルで厳密に理解することの困難さを、端的に示している。ちょうど同じ頃、富士山の世界遺産（文化遺産）への登録の動きもあって、私がもち込んだ「ユネスコ」の「無形文化遺産」という言葉は、「世界（文化）遺産」と回収されてしまつたのである。語感が似ている両制度は、一般の人びとは容易に混同されてしまう。無形文化遺産は、知名度が高い世界遺産の一種として、制度や社会経済的効果の面でも混同され、過剰に期待されてしまうのである。

ここで、無形文化遺産の「登録」を推進しようと私が述べていなかつたことを確認——言い訳——しておかねばならない。確かに、動物愛護管理法改正にともない、動物同士を闘わせる文化の正統性に疑義が寄せられたことに絡めて、角突きが無形文化遺産の代表一覧表に「記載」される可能性と、それが諸刃の剣となる可能性について、私は触れた。私は、物事が動く筋道の可能性をあくまで一般論として述べたつもりであつた。しかし、私の伝え方が悪かったのである、私が示唆する以上に、その話は蓋然性の高いものとして受けとめられ、将来的「記載」に向けての期待を誘発してしまつたのである。私はまず、私の企図することを明確にし、現地の状況とのずれを修正する必要性に迫られた。

さらに、「越後闘牛会の復活」という議題は、私にとって、よりいつそう修正しなければならない難題であった。先にも述べたように、文化財指定後、施策の受け皿として旧・山古志村と小千谷市にそれぞれ組織されたふたつの団体が実質的な運営団体となつたことで、越後闘牛会は霧消した。それには種々の事情があつたが、それを契機にふたつの地区で角突きの伝統観に相違が生じてきた。その相違は、互いの関係者を疎遠にする原因となつてゐるため、統一団体の復活は容易ではない。その容易ではない複雑な事情を知る私としては、そのようなことをすれば、若干なりとも波風が立つことを予想していた。私が言及したのは、かつての運営団体である越後闘牛会の復活ではなく、あくまで、文化財保護団体としての「二十村郷の牛の角突き習俗保存会」の活性化であつた。

ここで、保存会からずらされた越後闘牛会の「復活」に向けて、私は何ら推進する意見を述べていなかつたことを再び確認——言い訳——しておかねばならない。確かに私は、無形文化遺産について触れるなかで、いささか存在感を失つていた文化財の保護団体を実質化する必要性について触れた。私は、角突きの運営団体ではなく、あくまで、文化財保護団体に関する情報を提供したつもりであった。しかし、私の伝え方が悪かつたのであるう、文化財制度・無形文化遺産制度への対応という問題を超えて、一度消えた運営団体を復活させる動きが生じたのである。私自身は企図しなかつたとはいえ、私の話が越後闘牛会復活のきっかけとなつてしまつたことは間違いない。

この問題に敏感だつたのは、もともと一体として角突きをやつていた両団体が疎遠になりつつあることを憂えた人びとだつた。二十村郷の「伝統」だつた角突きが分かれつつあることに、彼らは危機感を抱いたのである。さらには、かつてひとつつの団体で盛り上がつていた頃の角突きへの憧憬や郷愁もある。そこで、私が必要だと述べた文化財保護団体の活性化の話題が「ずれ／ずらされ」て、越後闘牛会復活の話題へと重ね合わされたのである。現地にとつては、外部からの問題への対応だけではなく、内部にある現実の問題への対応も重要であった。

しかしふたつの団体に分かれ、すでに数十年の歳月が過ぎてしまつてゐる。かつての伝統の重要性は熟知しつつも、現在の違和感めいたものを容易に払拭できない人びとも、また存在した。そのような人びとにしても、私が余計な介入をしていると感じ取られたはずである。上記の地域復興支援員からの連絡には、続いて次のような文面がしたためられていた。

あと、今、○ちゃんが来てしゃべつていつたのですが「誰が越後闘牛会を復活させたり、角突きを世界文化遺産にさせたがつてるが？」俺らはただ角突きを楽しみたいだけ。登録を目指すために、色々書類を作つたり、会議したり、いろんなところに引っ張りるのはまつぶらゴメン。登録されたとしても、あれやこれやと縛られるだろうし、そんなんなるなら、嫌だぞ！ ビーセ俺らの世代がそれを背負うんだし。」とのことでした。<sup>(13)</sup>

「誰が越後闘牛会を復活させたり、角突きを世界文化遺産にさせたがつてるが？」——この言葉が、他ならぬ私に向かっていたことは明らかである。その誤解を放つておくことはできなかつた。すぐに、この「○ちゃん」に私が連絡を取つたのはいうまでもない。彼は、何気なく吐露した自分の意見が私に伝わつたことに少なからず戸惑いを覚えながら、自分が考える問題点を話してくれた。私も、「越後闘牛会を復活させたり、角突きを世界文化遺産にさせたがつて」いないことを証明した。彼は、私の本意を理解してくれたようだが、私の言葉がきっかけとなつて地域で生じた動きには、やはり愀然としないようであった。責任は当然、私にある。私は、制度的な解説に加え、私が引き起こしてしまつた状況のズレを修正する必要性に迫られた。

### 三 外部論理の換骨奪胎

二〇一三年四月九日、小千谷闘牛振興協議会の総会が開催された。そこでは、事業報告や会の財務決算報告など通例の案件が処理された後、議案第5号で「小千谷闘牛振興協議会規約の改正案について」議論された。そして、会則第4条6番に「二十村郷の角突きの習俗に基づく動物愛護精神の遵守と普及」という項目を新たに加えることが提案され了承された。また、議案第6号で「役員の選出について」が審議され、獣医師を正式に役員として迎え、協力を仰ぐことが確認された。それらの案件は、私がもたらした情報を吟味してなされた対応であり、私が案じていた問題への対応でもあった。

ところが、私の言葉に端を発した議論は、これだけにとどまらなかつた。「その他」の議題として、くだんの「越後闘牛会発足に向けた動きについて」という議題がもち出されたのである。

いま一点、越後闘牛会発足に向けた動きについて。いろんな諸事情で越後闘牛会が途絶えておりましたが、昨年辺りから少しずつ「角突きの」取り組みが山古志、小千谷のほうで、新しい形として復活してまいりました。それにともない、越後闘牛会を発足させようということで、三月十日に第一回の会議が行われまして、準備会を設立しました。四月六日に二回目の会議を行つて、いまは案をまとめている途中でござりますが、四月二十八日には発会式を行いたいという予定でございます。

私が焦慮に駆られたことはいうまでもない。先に述べた、私が引き起<sup>こ</sup>してしまつた企図せぬ状況のずれが、公式の場で議論されることになったのである。

越後闘牛会といふことで、ちょっとといま話が出ましたが、その内容といふか、越後の基本的な習俗を守つたり、きちんとやろうということで、山古志側といま話を進めて、決まりかけている状況であります。その件について、動物愛護とか、またユネescoの世界遺産になるんじゃないかなっていう話も。菅先生のほうから、私は口下手ですので、菅さんのほうからちょっと条件を簡単にご説明願いたいと思います。

会長は、私に事情説明をするように求めた。

指名されたんですけど、話が若干こう……いくつかが合わさつてしまつて（中略）。ご訂正いただきたいんですけど……」訂正つていうか、これ実際は越後闘牛会じゃなくて、二十村郷の角突き習俗保存会の発足……じゃなくて、再始動というのが正しい表現だと。だからたぶん、そこは修正しといたほうがいいと思います。それで、二十八日に起<sup>こ</sup>る発足式と呼ばれているものも、その二十村郷の角突き習俗保存会との再始動式「であるべきだと思います」。（中略）たぶん略称、越後闘牛会といふ……。

言い淀んでしまつた私に、会長は、

そうです。保存会では「言葉が長く」言いづらいから、まあ越後闘牛会とイコール、保存会というふうに。

私が考えていた二十村郷牛の角突き習俗保存会の再始動は、越後闘牛会の復活にすれてしまつた。ただ、それは、単純な手違い、間違いで起こつたわけではない。彼らは、文化財保護団体に関する話題を取り違えたわけではないのである。むしろ彼らは、「保護団体」の意味を理解し、十分に含み込んだ上で、その問題を積極

的に「読み換え」たのである。そのように読み換える理由として、会長は「言いづらいから」と述べたが、別に思ひが込められていたと考えるほうが適切だろう。名称が長すぎるならば「保存会」で事足りるはずである。むしろ、「越後闘牛会」という名称を復活させることにこそ、積極的な意味があつたのである。

かつて越後闘牛会の下に一丸となつて、「二十村郷の「伝統」である角突きを運営した記憶をもつ両団体の役員たち。彼らが古い団体名称を再び使用する理由には郷愁もあつたが、さらに、分かたれた団体の新しい交流を模索したいという将来への願望や、「越後の基本的な習俗を守つたり、きちんとやろう」という思いが込められていたのである。また、対戦相手の牛の数を増やし、取り組みに新味や幅をもたせたいという運営上の配慮もあつた。

このやり取りを聞いていた角突きの仲間たちは、文化財制度の問題から派生した問題に賛否両論であつたはずだが、あくまで「略称」という、うまい落としどころを見出した。「合意」などという堅い言葉では表現できなない、緩やかに飲み込むといった程度の人ひともいたはずだが、とりあえずそこでは異論は出なかつた。

四月二十八日。旧・山古志村種幸原で、「二十村郷牛の角突き習俗保存会の再始動式」が開催された（写真1）。そこには、小千谷闘牛振興協議会と山古志闘牛会の面々が集まつた。私も協議会のメンバーであり、また事情について説明する立場として、そこに参加した。近年、両団体のメンバーが一堂に会する機会がなかつたため、最初はぎこちなかつたが、時間が経つとともに和やかな雰囲気となつていつた。

司会の開会の辞に引き続いて、最初に山古志闘牛会の会長より挨拶があつた。

司会のほうから話がありましたように、私どもの長い懸案であつた越後闘牛会つていうのが、何十年か前に中止つていうか、消滅したようなことで、またここにあらためて設立総会ということになりました。去年から○○さん〔小千谷闘牛振興協議会会长〕から、いろいろ声をかけていただきながら、私どもそれに少しで

も、また越後闘牛会ができて、また結束ができて、またユネスコのほうの話も、もしかするとそのなかからそのことができればいいなという（中略）。まあ、これからもいろいろ越後闘牛会のなか、またそういうながでは課題はあるとは思います。それらは両理事会のなかでいろいろと皆さん方と相談しながら、それをひとつずつ、また解決するような形でいつていきたいなということで、今日の日を迎えていただきました。

この会は、私が考えていた「二十村郷牛の角突き習俗保存会の再始動式」ではなく、やはり「越後闘牛会の設立総会」になつてしまつた。それが、抗いがたい既定の流れとなつていた。

挨拶に引き続き、私はすぐに説明を求められた。これまでの経緯から、ずれつつあることに危惧を抱いた私と地域復興支援員とは、わかりにくい制度や法律をできるだけ噛み砕いて表現することに留意して、説明書と関連する配布資料を準備した。さらに誤解を避けるため、入念に言葉を選び、私たちの意図することと意図しないことをはつきり区別した。その説明書の冒頭で、私は以下のよくな言い訳がましい文言を並べている。



写真1 「二十村郷牛の角突き習俗保存会の再始動式」で説明する私（2013年4月28日渡邊逸敬撮影）

き違ひのないようすに小千谷、山古志の闘牛会の皆様方に、私どもの考え方の細部をご理解いただければ幸いです。

最初に、今回の話題が、ユネスコの無形文化遺産登録とは直接には関係しないこと、また菅と〇〇「地域復興支援員」がそのような登録を現時点で推進しようとは考えていないこと。さらに「越後闘牛会の復活」を提案するものではないことをご理解くださいますようお願い申し上げます。

私がもち込んだ話によつて生み出された状況の「ずれ／ずらし」を修正しようと、私は慎重に説明を進めた。ただ、私が準備していた資料やそれに基づく話は、地域の人びとが進めている既定の流れを踏まえない内容であつたため、事情説明する段になつて、私は焦らざるをえない。

文化財保護法の内容、文化財指定を受けた経緯、保護団体の位置づけとその再始動の必要性、それと無形文化遺産との関連、さらに今般の動物愛護管理法改正時の小委員会での議論内容と問題点、今後の対応策等々について、三十分ほど縷々説明した。私の、事情説明に引き続き質疑応答がなされ、さらに今後の対応、取り組みについて確認された。

そこでは、行事開催者の動物取扱業の登録の徹底、獣医師による適切な指導、動物の負担の可能な限りの軽減などについて話し合われた。その内容は、小千谷闘牛振興協議会の会則改正時に考慮されたのと同じく、東京で作られた「動物愛護管理のあり方検討報告書」に沿つたものである。この時点になると、小委員会での議論や問題点を角突き関係者は十分に理解し、的確に対応できるほど知識を深めていた。中央で生起した外部的問題に、地方の伝統の担い手たちが対応したのである。しかし彼らの対応は、単なる中央で生起した問題への対応だけにとどまらなかつた。

さらに、「二十村郷牛の角突き習俗保存会会則」改正の提案がなされ、変更点の具体的な説明がなされた。文化財指定直前に定められた旧来の会則では、その会の目的として、「第3条 この会は二十村郷の牛の角突き習

俗保存をはかり地域文化の振興に資することを目的とする」とされていていたが、これを新会則案では、「第3条 本会は国指定重要無形民俗文化財二十村郷牛の角突きの習俗の保存、二十村郷牛の角突きの習俗に基づく動物愛護精神の普及、山古志闘牛会と小千谷闘牛振興協議会の連絡調整を目的とする」とに変更されたのである。つまり、第一に文化財保存、さらに第二に動物愛護問題への対応、そして第三に疎遠になつてゐた両団体の連絡強化という、会の三つの目標が定められたのである。

第一の目的は従前の保存会の目的であり、第二の目的は私が情報提供し、問題喚起した結果、組み込まれた目的であった。しかし、第三の目的は、私が問題を喚起する過程で、地域の人びとがその問題をすらしながら、別の問題に対応するために組み込んだ目的であった。その別の問題は、これまでも自覚はされていたけれども、なかなか自ら顕在化させて取り組むのが難しい微妙な案件だった。それへ取り組むためには、何らかのきっかけを必要としていたのであり、私がもたらした外部状況の問題が偶然そのきっかけとして活用されたのである。そして、旧来の会則では保存会の名称として、「第1条 この会は二十村郷<sup>マツコ</sup>の牛の角突き習俗保存会といふ」とあつたが、これも改正され「第1条 本会の名称を二十村郷牛の角突き習俗保存会とし、略称を越後闘牛会とする」と、「越後闘牛会」を正式の「略称」とすることが定められた。

以上のような会則改正のやり取りから、彼らにとつての「重要」な問題の所在を看取できるだろう。もちろん、従来通りに牛の角突きを、ユネスコの無形文化遺産とつながる文化財として保存することも重要である。しかし、彼らにとつては、国指定重要無形民俗文化財指定後の数十年間で疎遠になつたふたつの伝統の担い手たちの関係を修復することが、さらに重要であつた。いや、むしろその修復こそが、彼らにとつて喫緊の課題だつたのかもしけない。外の動きが、そういう内の問題へ対応させる動きを偶然にも誘発したのである。

ただ、このような動きに違和感を抱く人はいた。議論が終わりに近づく頃、「一言足りねえだね。越後闘牛会イコール習俗保存会っていう形にするつたつて……」と小声で呟く人もいた。またその略称に忌避感をもつてい

た人は、そもそも最初から、この「二十村郷牛の角突き習俗保存会の再始動式＝越後闘牛会の設立総会」には参加していなかつたのだろうから、その問題はもう少し両団体で議論されても良かつたはずである。

しかし、この時点ではもう、種々誤解されやすい「越後闘牛会」という保存会の「略称」に関し、卑見を差し挟むことは私にはできなかつた。「越後闘牛会の設立総会」へと「ずれ／ずらし」た形ででも、小千谷・山古志の両団体の交流の場を久方ぶりに作りたかった人びとの努力を私は目の当たりにして、私にとっては「ずれ」た現実いざさか強引な「略称」にこだわった人びとの未来への希望を目の当たりにして、私にとっては「ずれ」た現実でも従うしかなかつた。結局、納得と不服、気に入ると氣に入らない、面白いと面白くない、割り切りと割り切れないなどといつた、人びとの両極の思いの間に立ち現れる、長年の日常生活のなかで多声的に構築され続けてきた、アクチユアルな世界の複雑な成り行きを見守ることしか、私にはできなかつたのである。

### 結語——「無形文化遺産」という言葉の異化作用

それから数日後、この「総会」は地元新聞の数紙で取り上げられた。関係者が事前に、報道機関を呼んでいたのである。記者たちは私の事情説明を聞くとともに、この総会を取りしきつていた両団体の役員たちに取材していた。そして、総会で私が説明した動物愛護と無形文化遺産への対応という要点を、ほぼ「正確」に記事にしてくれた。しかし、一方でそれとは「ずれ」た記事内容も見受けられた。

「新生『越後闘牛会』 小千谷・山古志の交流復活、世界遺産めざす」<sup>(1)</sup>

このような見出しで、無形文化遺産と世界遺産とを混同して表現する記事もあった。

このように牛を出場しあう交流があつたが、二〇〇四年の中越地震を機に途絶えた。二〇一〇年の口蹄疫問題では、牛の角突き習俗保存会を今年から復活させ、「越後闘牛会」として将来、角突きをユネスコの無形文化遺産に登録することも目指す。<sup>(15)</sup>（傍点引用者）

傍点部の言葉は、両団体の役員たちが語つたものかどうか、定かではない。しかしそれは、私が提供した情報の範囲を超えるものであつた。さらにこの記事は次のように続ける。

角突きは、【小千谷闘牛振興協議会】（○○会長）と【山古志闘牛会】（○○会長）が別々に運営している。互いに牛を出場しあう交流があつたが、二〇〇四年の中越地震を機に途絶えた。二〇一〇年の口蹄疫問題では、山古志側が興行を優先したのに対して、小千谷側は自粛した。

その後、双方は交流復活を模索。小千谷市で「天神」号を所有し、角突きを研究している菅豊東大教授（民俗学）が「勝負をつけずに牛を引き離す角突きの伝統文化は世界遺産に値する」と、両組織に交流復活をもちかけたこともあつて、愛媛県宇和島市で昨年夏にあつた「闘牛サミット」で両会長が話し合い、交流復活を確認した。（中略）○○会長「小千谷闘牛振興協議会会长」は「しばらく離れてみて、互いの良さやなくてはならない存在に気づいた。牛はけんかをするが、人間は仲良くしたい」と話す。○○会長「山古志闘牛会会长」も「共通の角突きという文化で地域が発展し、それぞれがにぎわい、新しい人の輪が広がればいい」と言う。

両組織の幹部らが四月二十八日に集まり、「保存会」の復活を確認した。略称を越後闘牛会とし、両方の会長が共同代表に就任。国の文化財に指定される前年の一九七七年当時にできた規約も改正した。

規約は、昨年末に改正された動物愛護法の趣旨を踏まえ、「角突きの習俗に基づく動物愛護精神の普及」を掲げ、習俗にのつとつた飼育管理や獣医師の指導受け入れなどを挙げた。<sup>(15)</sup>

この記事の要目は、一、ユネスコの無形文化遺産への「登録」、二、越後闘牛会復活による交流復活、三、動物愛護管理法への適切な対応という二点にある。このうちの一と二は、すでに述べたとおり、無形文化遺産という言葉をもち込んだ私の行為によつて、予期せぬ形で説明された問題である。

また記事では、私が「角突きの伝統文化は世界遺産に値する」と評し、「両組織に交流復活をもちかけた」ということになっている。しかし、それが「事実」からずらされていることも、すでに述べたとおりである。ただ、それが私にとって「事実」ではなくとも、「事実」として地域の人びとに受けとめられた可能性は大いにある。

以上のように、私がもち込んだ「無形文化遺産」という言葉は、地域の状況に合わせて換骨奪胎され、地域に私が企図せぬ動きを生み出してしまった。それは、私の意図や本来的な制度の趣旨からは、ずれ、ずらされるものであった。このような「ずれる／ずらす」状況は、地域文化を担う個々の人びとの願望に根差した、積極的読み換えによって生じたのである。

さて、その後——この「ずれる／ずらす」状況は、どのように展開したのであるうか。

実は、この無形文化遺産をめぐる動きは、保存会の会則改正がなされ、ふたつの団体の交流が確認された「新生・越後闘牛会復活」の設立総会の開催をもつて、一気に沈静化した。その後、具体的にユネスコの無形文化遺産に「登録」することを目指して行政に働きかけたり、自ら具体的な計画を立てたりする動きは起こらずに、何事もなかつたかのように落ち着いたのである。また、新生・越後闘牛会に関しても具体的活動は始まつておらず、角突きの運営や文化財としての文化継承、保護活動も、従前のとおりにふたつの団体で適切に行われている。いまは、日常にある伝統文化を楽しみ、それを淡々と継承しているだけである……。

このように書くと、「無形文化遺産」という言葉に対応した今回の動きを、大山が鳴動しただけ、と冷ややかに見る向きも出てくるかもしれない。しかし、それは間違いである。彼らはこの一連の動きによつて、今後、実体をもつて再到來するであろう無形文化遺産や、動物愛護管理法などといった外部からの問題に関する知見と、それに対応する経験を予め得ることができた。そして何よりも、日頃触れずにいた内部的な課題に対する関心を促すことができた。そのような知見と経験、課題は、日常の文化実践の「箱」のなかに、いつとき仕舞い込まれたが、その「箱」は、将来、必要となつたときに再び開けられるのである。その動きは、まだ終わつてはいない。グローバル・レベルで立ち上がり、ナショナル・レベルで再構成された「無形文化遺産」という言葉は、ローカル・レベルに沈降し、さらにパーソナル・レベルへと浸透しているが、それぞれの層でさまざまな「ずれ」や「ずらし」を生じさせている。公共部門による無形文化遺産化の活動の力強い推進と、それに關するマスコミニュースケーションの熱い報道によつて、「無形文化遺産」という言葉は、その知名度を徐々に上げつつあるものの、その実体は一般にはほとんど知られていない。ただその実体が判然としなくとも、その名前ぐらいは馳氣ながら知つているといふ人びとは、いまや少なくない。

異なる理念や成立背景をもつ「世界遺産」との語感の類似性もあつて、無形文化遺産はときに過剰な期待と、過剰な羨望とを、地域文化を担う人びとの間に増殖していく。むしろ無形文化遺産の実体が、ことのほか曖昧模糊としていることは、その偶像化、あるいは幻影化を進行させることに寄与している。この曖昧さ——よくいえば融通性——こそが、地域の現実に合わせた「無形文化遺産」という言葉の創造的な読み直しや誤読、解釈可能とし、人びとの文化実践に思いもよらぬ局面を生み出しているのである。そして「無形文化遺産」は、その言葉だけで、人びとの文化実践に思いもよらぬ局面——その正否は一面的に論断できない——を生み出す「きつかけ」となる点で、考究する価値をもつてゐる。

無形文化遺産を研究するアメリカの民俗学者・マイケル・フォスターは、無形文化遺産という制度が地域にも

ち込まれる」とによつて人びとが覚醒し、日常のなかで普通に慣れ親しまれていた生活文化が、非日常的な特別な文化として立ち現れる状況を、「異化（defamiliarization）」（Foster 2011）という文学理論の用語で表現した。その異化は、地域文化が現実に無形文化遺産化される以前から起りつつある。また異化は、「無形文化遺産」という言葉がもたらされただけで始まってしまう。「無形文化遺産」は、その言葉だけで異化作用を發揮し、地域に予期せぬ現実を作るのである。

## 謝辞

本論の作成にあたり、元・小千谷市東山地区の地域復興支援員で、現在、愛媛大学社会共創学部の渡邊敬逸氏に、写真提供等のご協力を賜つた。その学恩に対し、ここに深く感謝申し上げる。なお、本研究はJ-SPS科研費JP25284172、JP50222328の助成を受けた。

## 謝辞

(1) 理想を掲げる理念や、それに基づいて立案された外部的な制度、政策、そしてそれが展開される現場における現実との間に生じる「それ——不一致性——」に関しては、環境保全を検討するなかで、「グローバルな価値とローカルな価値のズレ、地域にあるさまざまな価値の間のズレ、制度と実態のズレ、公共的な目的と個人の思いのズレ、など多様なズレが存在している」（宮内「〇一三〇：〇一三一」）などが、すでに指摘されてくる。この状況は伝統文化を取り巻く「遺産」の現場においても、まったく同様である。

(2) 「ユネスコ無形文化遺産の保護に関する条約への対応について・別紙」：<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunkazai/hogejyokyuu/unesco/besshi.html>（アクセス日：二〇一六年一月三十日）

(3) たとえば、国連公用語で書かれた「無形文化遺産の保護に関する条約」を、日本政府は日本語に仮訳しているが、そこで何気なく使用されている「保護」という用語は“safeguarding”的翻訳語である。それは一見、世界遺産や日本の文化財保護法で謂われる「保護」と同じ意味のよう受けとめられるが、世界遺産や日本の文化財保護法で用いられている「保護」という語が、“protection”を意味する点で無形文化遺産とは異なっているのである。この“safeguarding”にしての「保護」にこそ、「無形文化遺産の条約の精神が表現されている」のである。そして、「protection」が保全や保護という「長期にわたってできるだけ形を変えず」に維持する」とに重点が置かれて、「protection」は「存続可能性（sustainability）」に主眼が置かれ、「protection」以上に積極的な措置を施す——言い換えるならばより積極的に文化に介入する——という意味が込められている。

るのである（七海「〇一三一：一六七—一七一」）。

(4) 文化財保護法上、重要無形民俗文化財には、現在「風俗慣習」「民俗芸能」「民俗技術」の三種別から指定される。「牛の角突き習俗」は、このうち「風俗慣習」の「娯楽競技」という種別に分類されている。それは、一九七八（昭和五十三）年五月に「由来、内容等において我が国民の基礎的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの」という指定基準に則つて指定された。二〇〇八年の文化庁は、この国指定重要無形民俗文化財や重要無形文化財等のなかからユネスコの無形文化遺産代表登録候補を選出するという苦肉の「対応」をとり、それが選出の際の「原則」となってきた。しかし、その原則は、本来、無形文化遺産を所管する立場にない農林水産省がことのほか強く後押しをした「和食」（二〇一三年記載）が、その後もまた無視され、顧みられなかつた。そのため、その原則は、すでに反故にされ、無効化されたようにも見えるのだが、一方で、現在、韓国に遅れて無形文化遺産を目指す「海女」に関しては、三重県や石川県などが急遽、県指定の無形民俗文化財に指定するという動きに出ている。これは、将来的な国指定を見据えた前段階の手続きとして受けとめられており、さらにそれは無形文化遺産を見据えた動きでもある。文化庁による苦肉の「対応」は、いまだ原則としての命脈を保つてゐるようである。

(5) 文化財保護法に規定される「保存に当たることを適当と認める者」を「保護団体」という。いわゆる、重要無形民俗文化財、および選定保存技術など、対象となる無形の文化財の担い手集団であり、国によって保存のための経費の一部を補助され、保存のための必要な助言や勧告を受ける団体である。保護政策上、その文化の最大の利害関係者であり当事者である、いわゆる「文化の所有者」を画定し、文化に介入する際には同意や協力を得ることが必要であるが、「伝統の担い手（tradition bearer）」という観点から見ると、必ずしもすべての伝統の担い手が「保護団体」に加入しているわけではない、「保護団体」が文化を担つたり、保護したりする正統性は先駆的ではない。

(6) 私の地域文化への介入やプロセス、その方法に関しては、拙著（菅二〇一三）を参照のこと。

(7) 「中央環境審議会動物愛護部会 動物愛護管理のあり方検討小委員会（第20回）議事録」：<http://www.env.go.jp/council/14animal/y143-20a.html>（アクセス日：二〇一六年一月三十日）

(8) 同上

(9) 同上

(10) 「動物愛護管理のあり方検討報告書」：<https://www.env.go.jp/council/14animal/r143-01.pdf>（アクセス日：二〇一六年一月十五日）

(11) 同上

(12) 地域復興支援員からのメール 二〇一三年一月十八日

(13) 同上

(14) 朝日新聞 二〇一三年五月四日 二一頁 新潟県

参考文献

- 岩本通弥（編）（11〇111）「世界遺産時代の民俗学——グローバル・スタンダードの發達をめぐる日韓比較」風櫻社。
- 岩本通弥（11〇111）「新・野の學問」の時代へ—知識生産と社会実践を行なうために』岩波書店。
- （11〇1五）「中國における『遺產』政策と現実との相克——ユネスコから『伝統の担い手』まや」篠木正崇（編）『トシトの文化遺産—過去・現在・未来』（大丸一11〇七頁、慶應義塾大学出版会）。
- 七浦み子（11〇111）「無形文化遺産とは何か——カネベクの無形文化遺産を新たな視点で解説する本」彩虎社。
- 宮内泰介（11〇111）【なぜ環境保全はやがてかなうのか—現場から考える「脳死的ガバナンス」の可能性】新泉社。
- Foster, M. D. 2011. The UNESCO Effect: Confidence, Defamiliarization, and a New Element in the Discourse on a Japanese Island. *Journal of Folklore Research* 48(1): 63-107.
- Foster, M. D. and L. Gilman 2015. *UNESCO on the Ground: Local Perspectives on Intangible Cultural Heritage*. Bloomington: Indiana University Press.
- Leingruber, W. 2010. Switzerland and the UNESCO Convention on Intangible Cultural Heritage. *Journal of Folklore Research* 47 (1-2): 161-196.
- Noyes, D. 2006. The Judgment of Solomon: Global Protections for Tradition and the Problem of Community Ownership. *Cultural Analysis* 5: 27-56.
- Ruggles, D. F. and H. Silverman (eds.) 2009. *Intangible Heritage Embodied*, London and New York: Springer.
- Scher, P. W. 2010. UNESCO Conventions and Culture as a Resource. *Journal of Folklore Research* 47 (1-2): 197-202.
- Smith, L. and Akagawa, N. (eds.) 2009. *Intangible Heritage*, New York: Routledge.

遺産登録をめぐるせめあおこ  
——ム・族大歌の事例から

兼重 努

## 編者・執筆者紹介（五十音順）

### 【編者】

飯田 卓（イイダ タク）

国立民族学博物館准教授。専門：生態人類学、漁民研究。「身をもって知る技法——マダガスカルの漁師に学ぶ」（臨川書店 2014）、『海を生きる技術と知識の民族誌——マダガスカル漁撈社会の生態人類学』（世界思想社 2008）

### 【執筆者】

阿部朋恒（アベ トモヒサ）

首都大学東京大学院人文科学研究科・博士後期課程。専門：社会人類学。「雲南省ハニ族の村で暮らす——文化（社会）人類学のフィールドワーク」『東北学』6号（はる書房 2015）、「網の上の社交場——中国雲南省の烧烤（シャオカオ）」『季刊民族学』39号3巻（千里文化財団 2015）

岩崎まさみ（イワサキ マサミ）

北海学園大学教授。専門：文化人類学。“Tasty Tonoto and Not-so-tasty Tonoto: Fostering Traditional Food Culture among Ainu people in Saru River Region.” In *Indigenous Peoples' Food Systems and Well-being: Interventions and Policies for Healthy Communities* (Food and Agriculture Organization of the United Nations and Centre for Indigenous Peoples' Nutrition and Environment 2013)、『人間と環境と文化——クジラを軸にした一考察』（清水弘文堂書房 2005）

兼重 努（カネシゲ ツトム）

滋賀医科大学教授。専門：文化人類学、中国少数民族研究。「文化資源としての民間芸術——トン族の演劇『秦娘梅』の事例から」『中国の民族文化資源 南部地域の分析から』（風響社 2014）、『功德の観念と積徳行の地域間比較研究』京都大学 CIAS（地域研究統合情報センター）Discussion Paper Series No.33（共編著、京都大学 2013）

川瀬 慶（カワセ イツシ）

国立民族学博物館准教授。専門：映像人類学、アフリカ研究。「フィールド映像術」（共編著、古今書院 2015）、『アフリカン・ポップス！——文化人類学からみる魅惑の音楽世界』（共編著、明石書店 2015）

才津祐美子（サイツ ユミコ）

長崎大学多文化社会学部准教授。専門：民俗学、文化人類学。「日本における文化的景観保護制度の展開と課題」「世界遺産時代の民俗学——グローバル・スタンダードの受容をめぐる日韓比較」（風響社 2013）、「世界遺産という『冠』の代価と住民の葛藤——『白川郷』の事例から」「ふるさと資源化と民俗学」（吉川弘文館 2007）

文化遺産と生きる  
二〇一七年五月三十一日 初版発行  
606  
8204  
発行所  
株式会社  
郵便振替  
電話番号  
落丁本・乱丁本はお取替えいたします  
定価はカバーに表示しております  
川書店  
川  
書  
店  
印  
刷  
者  
飯  
岡  
田  
片  
飯  
岡  
田  
初版発行  
製印  
本刷  
発行者  
編者  
飯  
岡  
田  
飯  
岡  
田  
敦  
卓  
二〇一七年五月三十一日 初版発行

ISBN 978-4-653-04361-4 C0036 © 飯田 卓 2017



（社）出版者著作権管理機構 委託出版物

本書の無断複写は著作権法上での例外を除き禁じられています。複写される場合は、  
そのつど事前に、（社）出版者著作権管理機構（電話 03-3513-6969、FAX 03-3513-6979、  
e-mail: info@copy.or.jp）の許諾を得てください。

本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは著作権法違反です。